

(別紙)

法定福利費の内訳を明示するための工事内訳書について

- 1 工事内訳書の様式について
工事内訳書の書式は、別添様式1とする。
ただし、記載項目を満たす場合、任意様式で代用することができる。
- 2 工事内訳書の活用について
元請業者は、下請け業者等への見積依頼の際に、工事内訳書を活用することができる。
- 3 工事内訳書の適用について
本工事内訳書の適用は、平成29年10月1日からとする。
- 4 法定福利費の明示について
 - (1) 明示する法定福利費の対象について
 - ・雇用保険料
 - ・健康保険料 (40歳以上は介護保険料を含む。)
 - ・厚生年金保険料 (法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む。)

(2) 明示する社会保険料率について

(平成29年10月時点)

	事業主負担分	本人負担分	全 額
健康保険料 <small>(注1)</small>	4.925%	4.925%	9.85%
介護保険料 <small>(注2)</small>	0.82%	0.825%	1.65%
子ども・子育て拠出金 <small>(注3)</small>	0.23%	0.00%	0.23%
厚生年金保険料 <small>(注3)</small>	9.15%	9.15%	18.3%
雇用保険料 <small>(注4)</small>	0.80%	0.40%	1.20%
計	21.68%	21.05%	42.73%

注1) 健康保険料率は、協会けんぽが公表している福島県の料率となります。また、保険料率は3月分から改正されますのでご注意ください。

注2) 健康保険料率は、協会けんぽが公表している全国一律の介護保険料率となります。また、40歳以上65歳未満の方が対象となります。

注3) 厚生年金保険料率、子ども・子育て拠出金率は、日本年金機構が公表している折半率となります。また、保険料率は毎年9月分、拠出金は毎年4月から改正されますのでご注意ください。

注4) 雇用保険料率は、厚生労働省が公表している料率となります。また、保険料率は毎年4月から改正されますのでご注意ください。

(3) 適用除外者について

・個人事業主、一人親方（労働者と見なされる場合を除く。）など、法定福利費（事業主負担分）を要しない「適用除外」となる者の数や割合がわかる場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めないものとする。

ただし、「適用除外」となる者の数や割合がわからない場合は、内訳明示額の対象とする。

(4) 法定福利費の算出方法について

・法定福利費の算出の基礎となる労務費については、総額を計上することとする。

（基本的な考え方）

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{社会保険料率}$$

※ 労務費とは、当該工事に直接従事する社員及び作業員（主任技術者等を含む）の当該工事に係る給与支給額の合計であり、管理部門及び間接部門の社員等に支給した給与は含めない。

(5) 法定福利費内訳明示額に掛かる消費税の取扱いについて

・法定福利費は、工事費の一部を構成するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取り扱う。

(6) 労務単価の構成について

① 労務単価の構成は次のとおり

- ・基本給相当額
- ・基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ・臨時の給与（賞与等）
- ・実物給与（現物支給の通勤定期券等）

② 社会保険等の対象となる賃金の範囲

(ア) 対象となるもの（労務の対価として支払っているもの）

- ・基本給（月給、日給等）
- ・諸手当（家族手当、住宅手当、残業手当、通勤手当等）
- ・賞与（賞与、期末手当、勤勉手当等）
- ・現物支給（通勤定期等）

(イ) 対象とならないもの（恩恵的なものや労務の対価でなく支払っているもの）

【参照】

社会保険料 及び 介護保険料 …… 「全国健康保険協会 協会けんぽの特定保険料率及び基本保険料率について」より

厚生年金保険料 及び 児童手当拠出金 …… 「日本年金機構 保険料額表」より

雇用保険料 …… 「厚生労働省 平成29年度雇用保険料率表」より